

令和 7 年度監査計画

須賀川市監査基準第 13 条の規定に基づき、令和 7 年度監査等の実施方針及び年間監査計画を次のとおり定める。

1 実施方針

- (1) 行財政運営について、合規性及び正確性のみならず、市民の視点に立ちながら「最少の経費で最大の効果を挙げているか」といった経済性、効率性、有効性の観点から監査を行い、業務の改善に繋がるような指導又は助言を行う。
- (2) 過去の監査結果等を踏まえ、誤り、不正、事故等が発生する可能性の高い事項等を重点的かつ優先的に行うことにより、効果的かつ効率的な監査を実施する。
- (3) 監査結果を市全体の問題と認識するよう分かりやすい形で職員へ示すとともに、過去の指摘事項等に対する措置状況について検証を行い、監査の実効性を確保する。

2 年間監査計画（監査等の種類及び着眼点）

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の規定に基づき適正に行われているか監査する。なお、別紙監査計画表により部局単位とし、4 グループに分け、隔年ごと 2 グループに実施する。

また、所得税の源泉徴収状況について、すべての課を対象として調査を実施する。

新たに小学校・中学校・義務教育学校を対象として各 1 校ずつ学校監査を実施する。

(2) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

市が補助金等の財政的援助を行っている団体等の事務の執行及び所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているか監査する。

(3) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

現金の出納事務について、毎月の計数が適正であるかを関係帳簿と照合するとともに、必要に応じて現金保管状況等进行检查する。

(4) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

決算書等について、計数が適正なものとなっているか確認、分析するとともに、予算の執行、資金運用及び財産管理の状況について審査し、意見を付すものとする。

(5) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況調書等の計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、基金の運用がその目的に沿って、適正かつ効率的に行われているか審査する。

(6) 健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条 1 項及び第 22 条第 1 項）

一般会計等の健全化判断比率及び水道事業会計等の資金不足比率が基礎となる書類に基づき、適正に算定されているか審査する。

(7) その他の監査

(1) から (6) に掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求や要求があったとき又は監査委員が、必要があると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

3 実施予定時期

監査等は、別紙監査計画表のとおり実施する。

4 監査等の実施体制

監査委員 2 人が担当し、職員 3 人が補助する。